



目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定予定の通知（7件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（"）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）（"）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（4件）（"）	2
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	8
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	8
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（4件）（農業基盤課）	8
○土地改良区の定款変更の認可（"）	9
○河川整備基本方針の策定（河 川 課）	9
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	9
----- 告 示 -----	

高知県告示第375号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市吉良川町字傍土山甲3442
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字傍土山甲3442（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第376号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市窪津字ム子ノ山1701の2、1701の39、1701の40
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ム子ノ山1701の40（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第377号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市鍵掛字南平山222のヌの3、222のヌの4
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第378号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市久百々字大元山349のロ
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第379号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡越知町南片岡字光岩1587の2、2351の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字光岩1587の2・2351の1（以上2筆について次の図に

<p>示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第380号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年5月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡檮原町大向291、396</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 大向291・396（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第381号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年5月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所</p>	<p>高岡郡四万十町十川戸石ノサコ1010、1012、1014の1、1015、字奥鍋谷1345の4</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字戸石ノサコ1010・1012・字奥鍋谷1345の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第382号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年5月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷2491の22</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p>高知県告示第383号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年5月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年8月農林水産省告示第1167号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p>	<p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第384号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年5月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成元年3月農林水産省告示第311号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第385号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成29年5月2日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成2年10月農林水産省告示第1392号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第386号</p>
--	--	--

平成29年3月高知県告示第133号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐村田井76番地
イ 氏名
和田 護
 - (2)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐町相川1399番地
イ 氏名
谷 佳代
 - (3)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町立川下名158番地
イ 氏名
村上 タカヲ
 - (4)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊村立川下名252番地
イ 氏名
村上 正茂
 - (5)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大杉村立川下名252番地
イ 氏名
村上 正茂
 - (6)ア 登記簿記載の住所
高知市一宮200番地20
イ 氏名
村上 民男
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年1月農林水産省告示第72号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第387号

平成29年3月高知県告示第145号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐町役場に掲示する

とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
高知市万々43番地6
 - (2) 氏名
西村 憲二
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年7月農林水産省告示第976号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第388号

平成29年3月高知県告示第150号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐清水市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
土佐清水市足摺岬49番地3
イ 氏名
井上 稔
 - (2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡清水町伊佐1296番地
イ 氏名
井上 道
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成4年10月農林水産省告示第1090号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第389号

平成29年3月高知県告示第172号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指

定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島1425番地
イ 氏名
富田 伊摩
 - (2)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
沢近 成恭
 - (3)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
阿漕 幾三
 - (4)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
阿漕 忠治
 - (5)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
阿漕 土太郎
 - (6)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
阿漕 馬八
 - (7)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
阿漕 又治郎
 - (8)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
芦道 兵吾
 - (9)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
安本 升太郎
 - (10)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島
イ 氏名
安本 善三

(11)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 横井 佐太郎	宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 近沢 駒太郎	イ 氏名 福岡 和吉
(12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 河辺 卯太郎	(23)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 田場 弁太郎	(34)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 米田 卯三郎
(13)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 河辺 鉄太	(24)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 板垣 千代治	(35)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 米田 亀治郎
(14)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 間 栄吉	(25)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 板垣 年太郎	(36)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 米田 熊吉
(15)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 間 吉三郎	(26)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜田 善三郎	(37)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 北峰 愛治
(16)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 岩城 良吾	(27)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜田 忠三郎	(38)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 堀 永吾
(17)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 吉見 助治郎	(28)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜田 伝治	(39)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 堀 久四郎
(18)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 宮本 杉松	(29)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜田 馬吉	(40)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 堀 弥三市
(19)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 宮本 八十治	(30)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜辺 久吉	(41)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 堀部 久治郎
(20)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 橋本 源三郎	(31)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜辺 幸三	(42)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 近沢 熊作
(21)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 橋本 鉄三郎	(32)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 浜辺 祥次郎	(43)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 原 与三郎
(22)ア 登記簿記載の住所	(33)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	(44)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名

(45)ア 古屋野 林太郎 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 広見 肇	(56)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 酒井 長太郎	宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 清水 勇松
(46)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 高見 伊十松	(57)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松浦 寿治郎	(68)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 千崎 清治郎
(47)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 高見 長吾	(58)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松本 賀太郎	(69)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 千崎 鉄太郎
(48)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 高瀬 甚七	(59)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松本 源松	(70)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 川下 歌治
(49)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 高瀬 惣七	(60)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松本 源太郎	(71)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 川原 文治郎
(50)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 山下 定治	(61)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松本 定治	(72)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 川口 喜市
(51)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 寺田 健治郎	(62)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 松本 弥三郎	(73)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 大垣 岩太郎
(52)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 寺田 松太郎	(63)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 上甲 秀次	(74)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 大谷 市松
(53)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 寺田 定治	(64)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 上村 丑太郎	(75)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 谷 重八
(54)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 酒井 永治	(65)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 上村 峰治	(76)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 谷川 安治
(55)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 酒井 才治郎	(66)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 水知 久五郎	(77)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島 イ 氏名 竹久 音治郎
	(67)ア 登記簿記載の住所	(78)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島

イ 氏名 中川 吉三 (79)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 中川 芳平 (80)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 中村 岩吉 (81)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 中村 仲治 (82)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 末広 源吉 (83)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 木下 常太郎 (84)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 木下 正明 (85)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 木下 房蔵 (86)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 嵐 吉五郎 (87)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 嵐 庄三 (88)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 嵐 豊松 (89)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島	イ 氏名 林 熊三郎 (90)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖ノ島村母島	イ 氏名 間 為治 (91)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖ノ島村母島	イ 氏名 清水 勇松 (92)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖ノ島村母島102番屋敷	イ 氏名 清水 勇松 (93)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島898番地	イ 氏名 川原 義春 (94)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖ノ島村母島900番地	イ 氏名 間 為治 (95)ア 登記簿記載の住所 幡多郡沖ノ島村母島914番地	イ 氏名 吉見 市三郎 (96)ア 登記簿記載の住所 宿毛市沖の島町母島900番地	イ 氏名 間 吉夫 (97)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜234番地	イ 氏名 石田 義雄 (98)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜135番地	イ 氏名 溝淵 鶴郎 (99)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜152番 2	(100)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜158番地	(101)ア 登記簿記載の住所 大阪市大正区三軒家東五丁目13番11号	イ 氏名 山中 史考 (102)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜151番地	イ 氏名 西岡 忠顕 (103)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜183番地口	イ 氏名 西岡 年明 (104)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜478番地	イ 氏名 河原 信雄 (105)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜457番 2	イ 氏名 河原 敏公 (106)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜133番地	イ 氏名 谷岡 泉 (107)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜135番地	イ 氏名 溝淵 倉一 (108)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑柴村栄喜32番屋敷	イ 氏名 早川 善太郎 (109)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜234番地	イ 氏名 石田 耕三 (110)ア 登記簿記載の住所 高岡郡須崎町須崎210番地	イ 氏名 橋本 栄恵 (111)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑柴村栄喜238番 2 号地	イ 氏名 石田 鉦 (112)ア 登記簿記載の住所
--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	---	--	---	--	---	---	--	--	--	---	--	-----------------------------------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	---	--	---------------------------------

	幡多郡小筑柴村栄喜49番屋敷		イ 氏名		聖谷 勝馬
(113)ア	イ 氏名 聖谷 源太郎 登記簿記載の住所 大阪府高槻市芥川町三丁目4番5号	(124)ア	イ 氏名 谷岡 茂太郎 登記簿記載の住所 幡多郡小筑柴村栄喜	(135)ア	イ 氏名 中田 升太郎 登記簿記載の住所 住所なし
(114)ア	イ 氏名 中野 節子 登記簿記載の住所 住所なし	(125)ア	イ 氏名 山中 礼次 登記簿記載の住所 幡多郡小筑柴村栄喜107番地	(136)ア	イ 氏名 東野 福太郎 登記簿記載の住所 住所なし
(115)ア	イ 氏名 西岡 升太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(126)ア	イ 氏名 溝淵 松次 登記簿記載の住所 幡多郡小筑柴村栄喜453番地	(137)ア	イ 氏名 浜田 幾太郎 登記簿記載の住所 住所なし
(116)ア	イ 氏名 河原 愛次 登記簿記載の住所 住所なし	(127)ア	イ 氏名 河原 兼義 登記簿記載の住所 住所なし	(138)ア	イ 氏名 高木 又次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜342番地
(117)ア	イ 氏名 河原 久米次 登記簿記載の住所 住所なし	(128)ア	イ 氏名 外田 豊次 登記簿記載の住所 住所なし	(139)ア	イ 氏名 九谷 泰靖 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜424番地
(118)ア	イ 氏名 河原 新太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(129)ア	イ 氏名 九谷 銀太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(140)ア	イ 氏名 外田 亀雄 登記簿記載の住所 幡多郡小筑柴村栄喜18番屋敷
(119)ア	イ 氏名 河原 源太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(130)ア	イ 氏名 九谷 初太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(141)ア	イ 氏名 尾川 兼次 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜74番地
(120)ア	イ 氏名 山中 梅馬 登記簿記載の住所 住所なし	(131)ア	イ 氏名 九谷 甚太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(142)ア	イ 氏名 尾川 勝 登記簿記載の住所 幡多郡小筑柴村栄喜112番地
(121)ア	イ 氏名 谷岡 久太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(132)ア	イ 氏名 山崎 叶太 登記簿記載の住所 住所なし	(143)ア	イ 氏名 山中 年幸 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2711番地
(122)ア	イ 氏名 谷岡 久米次 登記簿記載の住所 住所なし	(133)ア	イ 氏名 住岡 安太郎 登記簿記載の住所 住所なし	(144)ア	イ 氏名 西岡 政晴 登記簿記載の住所 宿毛市小筑柴町栄喜438番地
(123)ア	イ 氏名 谷岡 市次 登記簿記載の住所 住所なし	(134)ア	イ 氏名 住岡 林太 登記簿記載の住所 住所なし	(145)ア	イ 氏名 谷岡 清市

(146)ア 登記簿記載の住所
宿毛市小筑柴町栄喜494番地2

イ 氏名
谷岡 美代吉

(147)ア 登記簿記載の住所
幡多郡小筑柴村栄喜444番地

イ 氏名
谷岡 久太郎

(148)ア 登記簿記載の住所
宿毛市小筑柴町栄喜271番地3

イ 氏名
高木 良輝

(149)ア 登記簿記載の住所
宿毛市小筑柴町栄喜133番地

イ 氏名
谷岡 銀治

(150)ア 登記簿記載の住所
長岡郡西豊永村安野々97番地

イ 氏名
都築 譽

(151)ア 登記簿記載の住所
高知市鷹匠町二丁目4番76号警察官舎3F

イ 氏名
岩崎 敬

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成3年8月農林水産省告示第1064号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第390号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成29年3月高知県告示第290号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第391号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を

急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡日高村南込山（南）

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡日高村沖名字植木	3038-1
2	〃 〃 〃 字鍋蓋	7372-1
3	〃 〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 〃 字野井ノ尻	2881
5	〃 〃 〃 字鍋蓋	3013-2
6	〃 〃 〃 〃	3012
7	〃 〃 〃 〃	3024-1

(2) 区域

平成29年1月高知県告示第22号で指定した高岡郡日高村南込山（北）急傾斜地崩壊危険区域内（以下「22号区域」という。）に存する標柱6と22号区域に存する標柱5を直線で結んだ線、22号区域に存する標柱5と標柱1を直線で結んだ線、標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と22号区域に存する標柱6を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市布師田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	友村 康夫	高知市布師田793番地
(就任)		
理事	友村 勝彦	高知市布師田746番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香宗川左岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	弘田 秋雄	香南市野市町中ノ村 1225番地
〃	橋本 奉信	〃 香我美町岸本 311番地2
〃	川崎 稔	〃 〃 236番地
〃	百田 順一	〃 香我美町徳王子2599番地
〃	百田 賢一	〃 〃 1730番地
〃	百田 彰和	〃 〃 2416番地
〃	野村 秀夫	〃 野市町土居 1455番地
監事	恒光 真之	〃 香我美町徳王子1353番地1
〃	池添 要	〃 野市町土居 1305番地
(就任)		
理事	百田 順一	香南市香我美町徳王子2599番地
〃	百田 彰和	〃 〃 2416番地
〃	別役伸二郎	〃 〃 1868番地
〃	橋本 奉信	〃 香我美町岸本 311番地2
〃	川崎 稔	〃 〃 236番地
〃	西 一明	〃 野市町中ノ村 1231番地4
〃	野村 秀夫	〃 野市町土居 1455番地
監事	恒光 真之	〃 香我美町徳王子1353番地1
〃	野嶋 由慎	〃 〃 2320番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	大石 繁一	高知市一宮中町一丁目1番8号
(就任)		
監事	大石 繁一	高知市一宮中町一丁目1番8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所
(退任)

監事 中島 敦彦 土佐市新居1909番地

〃 中内 國秀 〃 〃 5293番地

〃 近澤 和肇 〃 〃 648番地

(就任)

監事 中内 誠 土佐市新居1047番地

〃 中内 浩順 〃 〃 269番地3

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居土地改良区の定款の変更を平成29年4月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により二級河川奈半利川水系について河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成29年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年5月2日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警

備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成29年7月4日（火）から同月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成29年7月10日（月）から同月12日までの3日間

(4) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号

業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成29年6月5日（月）及び6日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成29年6月7日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成29年6月12日（月）から同月14日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県

内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係